

官報

号外
平成十九年五月十日

○第百六十六回国会 衆議院会議録 第二十八号

平成十九年五月十日(木曜日)

議事日程 第二十二号

平成十九年五月十日

午後一時開議

- 第一 地方公営企業等金融機構法案(内閣提出)
- 第二 映画の盗撮の防止に関する法律案(経済産業委員長提出)
- 第三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 地方公営企業等金融機構法案(内閣提出)

日程第二 映画の盗撮の防止に関する法律案(経済産業委員長提出)

日程第三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

海部俊樹君から、五月十二日から二十三日まで十二日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 地方公営企業等金融機構法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、地方公営企業等金融機構法案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

地方公営企業等金融機構法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資

本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構の設立、組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

本案は、去る四月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十四日、二十六日及び五月八日に質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 映画の盗撮の防止に関する法律案
(経済産業委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、映画の盗撮の防止に関する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。経済産業委員長 上田勇君。

映画の盗撮の防止に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(上田勇君登壇)

○上田勇君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

現在、映画の盗撮によって作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生しております。

このような現状にかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展への寄与を図る観点から、このたび、映画の盗撮の防止に関する法律案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、映画の盗撮の定義及び映画産業の関係事業者等の盗撮防止措置についての努力義務を定め、その上で、映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の私的使用目的による複製を認める規定を適用しないこととしております。

なお、この措置については、日本国内における最初の有料上映後八月を経過した映画については適用しないこととしております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその概要であります。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長河本三郎君。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○河本三郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

政府は、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることによつて、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現しようとしております。

これを受け、本法律案は、不動産登記法等の特例として、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするため、官民競争入札等の対象とする業務の範囲、民間事業者が必要とされる資格等の措置を定めるものであります。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(塩谷立君登壇)

○塩谷立君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域制度等について所要の見直しを行うもので、その主な内容は、

第一に、本法の対象となる指定地域について、現行の利用者利便を確保する観点に加え、輸送の安全を確保する観点を追加し、その拡大を図ること、

第二に、指定地域のうち、特に利用者利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を特定指定地域とすること、

第三に、指定地域におけるタクシー運転者の登録要件に、輸送の安全及び利用者利便の確保に関する講習の修了を追加すること
等であります。
本案は、去る四月二十四日本委員会に付託さ

れ、翌二十五日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日参考人からの意見聴取を行い、翌九日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。防衛大臣久間章生君。

〔國務大臣久間章生君登壇〕
○國務大臣(久間章生君) 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必

平成十九年五月十日 衆議院会議録第二十八号

要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第十一師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛省設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、部隊の改編等に伴い、自衛官の定数を二千五百七十五人削減するものであります。これにより、自衛官の定数は二十四万八千六百四十七人となります。

第二に、施設行政をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁が所掌していた施設の取得、管理等に関する事務を内部部局及び装備本部を改組して設置する装備施設本部に所掌させるものであります。

第三に、防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務を内部部局に所掌させるものであります。

第四に、防衛省の所掌事務を適正に遂行する体制を強化するため、特別の機関として防衛監察監を長とする防衛監察本部を新設するものであります。

第五に、防衛行政全般の地方における拠点を確立するため、防衛省の所掌事務の一部を分掌する地方支分部局として地方防衛局を新設するもので

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を改正する法律案の趣旨説明に対する津村啓介君の質疑

あります。次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の統合運用体制の一層の充実を図るため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊を防衛大臣の直轄部隊として置くことを可能とするものであります。

第二に、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに国際平和協力活動等に一層強力に取り組むことができるよう、陸上自衛隊の中央即応集団及び海上自衛隊の地方隊を改編するものであります。

第三に、防衛計画の大綱に定める新たな防衛力の体制へ移行するため、陸上自衛隊の第十一師団を改編し、第十一旅団とするものであります。

第四に、即応予備自衛官の員数を五十七人増加するものであります。これにより、即応予備自衛官の員数は、八千四百二十五人となります。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。津村啓介君。

〔津村啓介君登壇〕

○津村啓介君 民主党の津村啓介です。

質問に入ります前に、病を克服され、本日より

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

本院本会議に元気に復帰を果たされました郷土の大先輩平沼超夫代議士に心よりお喜びを申し上げます。(拍手)

平沼先生のほかにも、与謝野馨先生、金田誠一先生、照屋寛徳先生など、病魔を克服され、国政の最前線に復帰された先輩議員のお姿を拝見することは、私たち後輩、同僚議員にとって党派を超えた喜びであり、大いなる励みであります。今後ますますの御健勝と御活躍を心よりお祈りいたします。(拍手)

一方、大変残念なニュースもございました。久間防衛大臣の事務所にかみそりの刃が送りつけられたというニュースです。背景や動機は明らかではありませんが、思想、信条によらず、言論に対する暴力による挑戦は断固許されないと信じます。

以下、民主党・無所属クラブを代表し、たいま議題となりました防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について質問いたします。

最近、久間防衛大臣は、我が国の国策とも言える重要な安全保障原則について、ある重要な問題提起をされました。武器輸出三原則の見直しであります。私も議論すること自体が封殺されることがあってはならないという考えですが、中途半端な議論であれば、内外の無用な憶測を生み、かえって問題をやこしくする一面もございませぬ。

大臣は武器輸出三原則についてどのような見直しが必要と考えておられるのか、また、どうやって内外の理解を得ていくお考えなのか、腹藏のない御所見を御披露ください。

なお、昨年の核武装論議の際に、言論封殺するつもりはありませんと述べておられた麻生外務大

臣にも、武器輸出三原則の見直しについて、議論の是非及び見直しそのものに関する御所見を伺います。

ミサイル防衛についても伺います。

昨年強行された北朝鮮のミサイル発射により、脅威はさらにリアルなものとなり、本年三月の入間基地へのPAC3の配備により、実務的な対応の詰めが必要になってまいりました。

先般閣議決定された緊急対処要領について、私は、本院安全保障委員会で、その適用の基準をケーススタディー的に質問いたしました。久間大臣は、昨年の北朝鮮のミサイル発射事案はミサイル防衛の適用されるケースに当たらない旨の答弁を繰り返されています。この御見解に間違いはありませんか。

シビリアンコントロールの観点から、システムの運用には慎重を期すべきことは当然ですが、数カ月前から予兆が確認されていた極めて具体的な脅威に対応できないシステムとなれば、国民は大きな不安を感じます。また、その理由が示されないとなれば、事後的なチェックもままなりません。昨年の北朝鮮事案がミサイル防衛の適用外とされる理由及び今後の適用のガイドラインをお示しください。

イラク特措法の延長問題についても触れないわけにはいきません。

本日、英国のブレア首相が退陣表明するとの報道がありますが、最近では、米国のテネットCIA元長官の回顧録が波紋を呼ぶなど、英米ではイラク開戦の責任論がかまびすしく議論されています。大臣はイラク開戦の判断を今日どのように評価されていますか。また、延長期間を二年とする根拠を改めてお伺いいたします。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する津村啓介君の質疑

我が党は、イラク戦争への自主性なき過度なコミットを自民・公明連立政権の失政と考えます。重要問題にもかかわらず、不十分な審議のまま強行採決された在日米軍再編問題とあわせ、今後とも議論を続けてまいります。

以下、防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正案について、各論を伺ってまいります。

本法律案のポイントの一つは、多くの不祥事の舞台となった防衛施設庁の廃止ですが、一方で、焼け太りを懸念する声もございます。同庁が所掌していた事務を本省に統合することにより、施設行政部門と政策部門との関係はどう変わるのか、メリットは何か、久間大臣の御所見を具体的に伺ってまいります。

四月十三日、防衛施設庁発注の土木建設工事をめぐる談合で、公正取引委員会は、大手ゼネコンを含む建設会社五十六社に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令と、過去最高額とされる総額約三十億円の課徴金納付を命ずる方針を固め、事前通告をしました。

昨年の国会において防衛庁の省昇格が議論された際に、談合事件の再発防止が約束されたばかりです。にもかかわらず、防衛省発足からわずか百日でこのような事案が明るみに出ました。残念であります。大臣の反省の弁をお聞きいたします。

情報流出の問題も頻発しています。海上自衛隊の護衛艦「しらね」の二等海曹がイギリス艦情報不正に持ち出されたことされる事案では、イギリス艦の構造図面など最も秘匿性の高い特別防衛秘密が含まれていたとされています。こうした事件が起これば、我が国の安全保障に与える直接的なダメージはもちろん、日米関係など外国との相互信

頼関係に与える間接的なダメージははかり知れません。さきの米国訪問でも釈明に追われたと想像いたしますが、米国の理解を得られたのでしょうか。

また、軍事情報包括保護協定、GSOMIAの実質合意をされたようですが、その具体的な内容と今後の見直しについても伺います。

防衛監察本部の新設についても伺います。省昇格の際の附帯決議で、「新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もって国民の信頼回復に全力を尽くすこと。」が求められていますが、外部からの人材登用の規模及び人選の基準、また、内部部局から登用される人材の既存組織からの独立性をどのように担保するかの二点についてお答えください。

三自衛隊の統合運用のメリットについても伺います。

自衛隊は昨年三月末から統合運用体制に移行し、この春で一年がたちました。具体的にどのようなメリットがあらわれてきたか、教えてください。

最後に一問、官房長官に御質問いたします。カトーという政治家がいます。古代ローマ帝国の元老院議員であります。彼は、ローマ帝国の安全保障上、経済大国カルタゴの打倒が必須であるとの信念から、元老院で演説を行うたびに必ず「カルタゴ滅ぼすべし」と叫び、最後を締めくくったのであります。それは現実となりました。

また、本日退陣表明する英国のブレア首相は、政権交代前夜のころ、演説の最後を「教育、教育、教育」と連呼して締めくくるスタイルを多用し、国民に教育改革の重要性をアピールし続け、

次第に国民の理解を得ていきました。私は、過去四回登壇の例に倣い、金融ビッグバン、資源・エネルギー、宇宙科学技術などを含めた総合安全保障について改めて訴えたいと思っております。

日本の国際的な発言力の源泉は、平和な経済大国としての高い評価です。とりわけアジア各国からは、アジアの国家である日本が、戦前のような軍事力でなく、戦後、経済力によって世界の大国に伍するというモデルケースを示したという意味で、静かではありますが、確かな尊敬を集めています。目には見えませんが、守るべき国益であります。

地球は二十四時間かけて自転をしています。時差の存在と人間の体力の限界により、世界には少なくとも三つのセンターが必要であります。日本は、米国、欧州と肩を並べる第三極、アジアのリーダーとして、国際的なビジョンを示し、行動をする責任と力があります。

例えば、アジアにおいて一日の長がある金融分野で日本の円を国際通貨として育て、東京マーケットを世界の金融センターとして戦略的に育成することなどは、英国シティーの先例を見ても、将来世代への確かな遺産となるに違いありません。十年前、橋本総理のもとで力強く進められた金融ビッグバンの再評価、再検証と再構成が必要であります。

本日のテーマは防衛省の未来像です。このテーマの奥行きは深く、単に数十万人、数百万人の関係者の皆様の身分や規律の問題にとどまらず、国際政治はもとより、通貨、資源、食料、宇宙科学技術等を含めた総合的な安全保障に係る国家ビ

ジョンなくしては中途半端な議論しかできません。

今、安倍内閣は日本版NSC創設によって外交・安全保障政策を一元化し、縦割り行政を打破するとしています。本当ですか。少なくとも外側から見れば、補佐官制度を含めた現在の官邸の機能はいよいよ不透明感を増し、この上NSCをつくっても本場に機能をするのか、甚だ疑問です。

官房長官、日本版NSCの創設は防衛省の組織のありようにどのような影響を及ぼし、また、日本の総合的な安全保障にとつてどのようなメリットがありますか、お答えください。政治の質問です。官僚の作文ではなく、長官御自身の言葉でお答えください。

また、事前の通告にはございませんが、金融ビッグバンや円の国際化は塩崎長官の最もお得意とされる分野であります。総合安全保障における位置づけについて、もし何か御感想があれば、お聞かせください。

最大のシベリアンコントロールは国会審議であると信じます。冷戦後、世界の秩序は大きく変容しましたが、その一つの帰結として、ここ数年来、我が国では安全保障論議が連続と続いております。大変重要な議論です。この大切な議論が防衛省の相次ぐ不祥事でゆがめられることなく、また縦割り行政の陥穽にはまり込むことなく、本院及び参議院における開かれた十分な国会審議によって進められることこそ、最大のシベリアンコントロールであり、また、日本の議会制民主主義が未来に続くシステムとして正常に機能するために必要な仕組みであると考えます。

以上、問題提起を添えまして、私の質問を終わ

ります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣久間章生君登壇)

○国務大臣(久間章生君) 津村議員にお答えいたします。

まず、武器輸出三原則等についてお尋ねがありました。

私は、三原則等に関し、これを見直すとは述べてはならず、装備品開発の高額化などを踏まえ、今後、日米での共同開発など、適切な対応に向けて研究していく必要性等について申し上げております。

政府としては、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によつて立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処してまいります。

次に、ミサイル防衛についてお尋ねがありました。

御指摘の答弁においては、その前提として、当時、私は防衛庁長官の立場ではなかったため、そのときの状況がよくわからないので、確たることを申し上げられない旨述べております。御指摘の答弁は、このような前提の上、率直に私の考えを述べたものであり、断定的に申し上げたものではありません。

いずれにせよ、自衛隊法八十二条の二に基づき命令を下すか否かは、そのときの情勢や自衛隊の態勢等も勘案して適切に判断いたします。

次に、米国等の対イラク武力行使に関するお尋ねがありました。

累次申し上げているとおり、政府としては、米

も、防衛大臣としてこの政府の立場を支持、踏襲しております。

イラク特措法の二年延長の根拠についてお尋ねがありました。

イラク特措法の目的であるイラクの復興努力に対する支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、航空自衛隊の輸送支援を継続的、安定的に続けるためには、ある程度長期間の枠が必要であり、政府としては、法律を二年間延長する方針です。要すれば、実際の空自の活動は、本法律の期限の範囲内で適切かつ柔軟に対応する考えであります。

次に、統合後の施設行政部門と政策部門との関係についてお尋ねがありました。

今般の改編では、防衛施設庁が担っていた施設行政部門のうち、企画立案的な事務を内部部局に、実施的な事務を装備施設本部に移行させることとしております。これにより、防衛省の政策立案と業務実施の関係がより明確になり、政策機能の強化と、より効率的な業務の実施が可能とのメリットがあると考えております。

次に、昨年生起しました防衛施設庁の入札談合

事案に関するお尋ねがありました。今般の事案は、防衛省・自衛隊にとつて最も重要な国民の信頼を著しく傷つけたものと考えております。防衛省としては、昨年六月、建設工事の入札手続等の各分野における抜本的な再発防止策を取りまとめ、その着実な実施により同種事案の再発防止に万全を期し、国民の皆様方からの信頼回復に全力で取り組んでいるところであります。

次に、情報流出問題について、訪米時の反応に

ついてお尋ねがありました。防衛相会談において、私から、本件について遺

憾に思うと同時に、米側とも緊密に連絡しつつ、本事案の全容解明と再発防止に努める旨述べました。米側から、日米間で情報共有をさらに進めるためには情報の保全が不可欠である旨反応があり、今後、日米双方で情報保全の強化を図っていくことで一致しました。

次に、軍事情報包括保護協定、いわゆるGSO MIAについてお尋ねがありました。本協定は、秘密軍事情報の取り扱いの手続等を明確化するものであり、これにより、日米間の秘密軍事情報の交換をより円滑、迅速に行うことが可能となるものであります。現在、米側と締結に向けた最終的な調整を行っており、締結時期については調整中でありあります。

次に、新設される防衛監察本部への外部からの人材登用についてのお尋ねがありました。防衛監察本部による監察の客観性、適正性を確保するためには、会計監査の専門家や法曹関係者など外部の人材による専門的知見を活用することが重要であると考えております。現在、部外者の登用については、確たることは申し上げる段階にはありませんが、慎重に検討しているところであります。

次に、新設される防衛監察本部への部内の人材の登用についてお尋ねがありました。防衛監察本部は、防衛大臣直轄の特別の機関として位置づけ、既存の組織から独立した立場で監察を行うものであります。

部内者については、組織の設立の趣旨にふさわしい人材を選考し、これらの者に対し研修を実施することなどにより、監察の客観性、適正性を確保することといたしております。

防衛相会談において、私から、本件について遺

最後に、統合運用体制移行後のメリットについてお尋ねがありました。

本移行に伴い、平素から陸海空自衛隊を一体的に運用できる態勢が整い、各種事態に迅速かつ効果的に対応することが可能になりました。例えば、昨年五月のジャワ島中部地震後の国際緊急援助活動や国内での災害派遣活動では、各自衛隊が連携して迅速に対応することができました。

今後も、より効果的な部隊運用に努めてまいりたいと思えます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 武器輸出三原則についてのお尋ねがっております。

政府といたしましては、武器輸出管理につきましては、武器輸出三原則等の平和国家としてのよって立つ基本理念にかんがみまして、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持することといたしております。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 津村議員にお答えをいたします。

国家安全保障会議の創設による防衛省の組織や我が国の安全保障に対する影響等についてのお尋ねをいただきました。

現行の安全保障会議を国家安全保障会議へ改めることは、防衛省の所掌事務を変更するものではなくて、同省の組織のありように影響を及ぼすものではありません。

また、国家安全保障会議へ改めることにより、同会議の審議事項や審議方法の充実等が図られることから、政治のリーダーシップのもとで、先ほど津村議員からお話のございました資源・エネルギー

ギーあるいは金融経済あるいはODA等の分野を含めまして、先生のおっしゃる総合的な安全保障の観点を含めて、国家安全保障に関する諸課題に、縦割りの発想を排して迅速にかつ的確に対応できるようにと考えているところでございます。

なお、橋本金融ビッグバンから十年たつての考えをお尋ねいただきましたが、安倍内閣といたしましては、総裁選挙のときから、日本の金融資本市場をニューヨーク、ロンドンに比肩するだけのいい、効率的な、強い市場にしようということをお約束してこの内閣をつくったところでござい

ます。 たいま、山本金融担当大臣のものと金融庁、そしてまた根本補佐官のものとアジア・ゲートウェイ会議、そしてまた大田大臣のものと経済財政諮問会議において、それぞれの角度から、日本の金融資本市場のあり方について、またその強化策について具体的に今検討をしているところでございますので、しばし具体案につきましてはお待ちをいただきます、このように思うところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 菅 義偉君
- 外務大臣 麻生 太郎君
- 経済産業大臣 甘利 明君
- 国土交通大臣 冬柴 鐵三君
- 防衛大臣 久間 章生君
- 国務大臣 大田 弘子君
- 国務大臣 塩崎 恭久君

出席副大臣

- 防衛副大臣 木村 隆秀君

○議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律

(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

- イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めの件
- イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めの件
- 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めの件

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律

地方公務員法の一部を改正する法律

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(応召議員)

一、今日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

岡山県第三区

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

渡部 篤君 馬渡 龍治君
重野 安正君 菅野 哲雄君
田嶋 要君 村井 宗明君
馬渡 龍治君 渡部 篤君
村井 宗明君 田嶋 要君
菅野 哲雄君 重野 安正君
財務金融委員
辞任 佐藤ゆかり君 補欠 安次富 修君

平成十九年五月十日 衆議院會議録第二十八号

議長の報告

土井 真樹君
小沢 銳仁君
あかま二郎君
小川 淳也君
小川 淳也君
田名部匡代君
安次富 修君
小野 次郎君
高山 智司君
補欠

あかま二郎君
小川 淳也君
小野 次郎君
田名部匡代君
高山 智司君
佐藤ゆかり君
土井 真樹君
小沢 銳仁君

国土交通委員

補欠

蘭浦健太郎君
長崎幸太郎君
鷺尾英一郎君
龜井 静香君
赤澤 亮正君
鈴木 馨祐君
田村 謙治君
糸川 正晃君
糸川 正晃君
龜井 静香君

鈴木 馨祐君
赤澤 亮正君
田村 謙治君
糸川 正晃君
長崎幸太郎君
蘭浦健太郎君
鷺尾英一郎君
龜井 静香君

内閣委員

補欠

木原 誠二君
市村浩一郎君
高山 智司君
西本 勝子君

西本 勝子君
高山 智司君
市村浩一郎君
木原 誠二君

外務委員

補欠

篠田 陽介君
笠 浩史君
橋本 岳君
高井 美穂君

橋本 岳君
高井 美穂君
篠田 陽介君
笠 浩史君

財務金融委員

補欠

石原 宏高君
越智 隆雄君
佐藤ゆかり君
広津 素子君
近江屋信広君
安次富 修君
阿部 俊子君
飯島 夕雁君
萩原 誠司君

飯島 夕雁君
萩原 誠司君
近江屋信広君
安次富 修君
阿部 俊子君
広津 素子君
佐藤ゆかり君
石原 宏高君
越智 隆雄君

厚生労働委員

補欠

木原 誠二君
清水鴻一郎君
高島 修一君
福岡 資麿君
松野 博一君
安次富 修君
大塚 拓君
福田 良彦君
福田 秀樹君
牧原 朋美君
稲田 朋美君
亀岡 偉民君
杉田 元司君
高島 修一君
清水鴻一郎君
木原 誠二君
松野 博一君
福田 資麿君
大塚 拓君
高木 毅君
福田 良彦君
福田 秀樹君
牧原 朋美君
稲田 朋美君
橋本 岳君
高島 修一君
清水鴻一郎君
木原 誠二君
松野 博一君
福岡 資麿君

農林水産委員

補欠

伊藤 忠彦君
渡部 篤君
杉田 元司君
土井 亨君

杉田 元司君
土井 亨君
伊藤 忠彦君
渡部 篤君

經濟産業委員

補欠

片山さつき君
佐藤ゆかり君
柚木 道義君
川内 博史君
川内 博史君
川端 達夫君
三谷 光男君
近江屋信広君
平口 洋君
篠田 陽介君
西本 勝子君
田名部匡代君
吉田 泉君

平口 洋君
近江屋信広君
川内 博史君
柚木 道義君
吉田 泉君
田名部匡代君
西本 勝子君
篠田 陽介君
片山さつき君
佐藤ゆかり君
三谷 光男君
川端 達夫君

国土交通委員

補欠

坂本 剛二君
蘭浦健太郎君
長崎幸太郎君
盛山 正仁君
若宮 健嗣君
伊藤 涉君
富岡 勉君
山本ともひろ君
伊藤 忠彦君
鈴木 馨祐君
松本 洋平君
御法川信英君
江田 康幸君

御法川信英君
坂本 剛二君
伊藤 涉君
山本ともひろ君
江田 康幸君
鈴木 馨祐君
盛山 正仁君
長崎幸太郎君
若宮 健嗣君
伊藤 忠彦君
松本 洋平君
蘭浦健太郎君
御法川信英君

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(特別委員辞任及び補欠選任)

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

越智 隆雄君
中森ふくよ君
あかま二郎君
とかしきなおみ君

とかしきなおみ君
あかま二郎君
中森ふくよ君
越智 隆雄君

補欠

教育再生に関する特別委員

木原 誠二君
若宮 健嗣君
田島 一成君
田嶋 要君
西村智奈美君
笠 浩史君
安次富 修君
橋本 岳君
石川 知裕君
村井 宗明君
村井 宗明君
田嶋 要君
石川 知裕君
松本 謙公君
鷺尾英一郎君
木原 誠二君
若宮 健嗣君
田嶋 要君
西村智奈美君
田嶋 一成君
笠 浩史君

補欠

(議案提出)

一、昨九日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

映画の盗撮の防止に関する法律案(經濟産業委員長提出)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)

(議案受領)

一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一九号)

以上三件 外務委員会 付託

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出、衆法第二三三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二四号)

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出、衆法第二五号)

日本年金機構法案(内閣提出第七八号)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

以上五件 厚生労働委員会 付託

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)
総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

更生保護法案

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出)

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出)

(議案通知)
一、去る八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

(議案通知書受領)

一、昨九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会職員法の一部を改正する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の自己啓発等休業に関する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員の自己啓発等休業に関する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方四島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島への日本国憲法の適用に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

地方公営企業等金融機構法案

国会に提出する。

平成十九年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公営企業等金融機構法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 設立(第八条―第十三条)

第三章 代表者会議(第十四条―第十六条)

第四章 役員及び職員(第十七条―第二十七条)

第五章 業務(第二十八条―第三十二条)

第六章 財務及び会計(第三十三条―第四十九条)

第七章 雑則(第五十条―第五十二条)

第八章 罰則(第五十三条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 地方公営企業等金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二条 地方公営企業等金融機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(数)

第三条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。

3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。

(定款)

第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項

六 役員の数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 公告及び公表の方法

十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に関する事項

2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 機構は、その名称中に地方公営企業等金融機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に地方公営企業等金融機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

第八条 機構を設立するには、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で

同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ推薦する都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長六人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、地方公共団体に対して、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

(設立の認可等)

第九条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を総務大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

第十条 総務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、設立の認可をするものとする。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 第二十八条第一項各号に掲げる業務が確実に遂行されるものと見込まれること。

2 前項の規定は、第五条第二項の定款の変更の認可について準用する。

(理事長となるべき者の指名等)

第十一条 発起人は、機構の理事長となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の設立の時に於いて機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の設立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、第十条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 代表者会議

(代表者会議の設置及び組織)

第十四条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4 委員の任期は、三年以内において定款で定め

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>る期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。</p> <p>(代表者会議の権限)</p> <p>第十五条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならぬ。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 業務方法書の作成又は変更</p> <p>三 予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更</p> <p>四 決算</p> <p>五 役員報酬及び退職金</p> <p>六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項</p> <p>2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。</p> <p>3 代表者会議は、役員又は職員が行つたこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>(代表者会議の議長)</p> <p>第十六条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。</p> <p>3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> | <p>第四章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第十七条 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。</p> <p>(役員の仕事及び権限)</p> <p>第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることが出来る。</p> <p>(役員任命)</p> <p>第十九条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。</p> <p>3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第二十条 役員任期は、三年以内において定款</p> | <p>で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員欠格事項)</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p>一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)</p> <p>二 代表者会議の委員</p> <p>(役員解任)</p> <p>第二十二条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。</p> <p>二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。</p> <p>4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役</p> | <p>員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表者の行為についての損害賠償責任)</p> <p>第二十四条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第二十五条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。</p> <p>(職員任命)</p> <p>第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。</p> <p>(役員及び職員公務員たる性質)</p> <p>第二十七条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第五章 業務</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 公営企業に係る地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ)の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募</p> <p>二 公営企業に係る一時借入金金の資金の貸付け</p> <p>三 地方公共団体の資金調達に関する調査研究</p> |
|---|---|---|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>四 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託</p> <p>五 地方公共団体に対する資金調達に関する情報提供、助言その他の支援</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 水道事業</p> <p>二 交通事業</p> <p>三 病院事業</p> <p>四 下水道事業</p> <p>五 公営住宅事業(地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業のうち、政令で定めるもの</p> | <p>し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう</p> <p>に定めなければならない。</p> <p>2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。</p> <p>(業務の重点化等)</p> <p>第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。</p> | <p>い。</p> <p>(経営審議委員会)</p> <p>第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。</p> <p>2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員は、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。</p> <p>4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。</p> <p>5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 業務方法書の作成又は変更</p> <p>二 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>三 決算</p> <p>四 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法</p> <p>五 又は応募の実施に係る基本的な事項</p> <p>六 一時借入金等の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項</p> <p>六 その他定款で定める事項</p> <p>6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号から第三号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならぬ。</p> <p>7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。</p> <p>8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。</p> | <p>第六章 財務及び会計</p> <p>第三十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。</p> <p>(予算等)</p> <p>第三十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画(以下この条において「予算等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。</p> <p>(企業会計原則)</p> <p>第三十五条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出す</p> |
| <p>3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要がある、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。</p> <p>(業務の遂行に関する基本的事項)</p> <p>第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案</p> | <p>第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。</p> <p>3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない</p> | <p>い。</p> <p>(経営審議委員会)</p> <p>第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。</p> <p>2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員は、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。</p> <p>4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。</p> <p>5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 業務方法書の作成又は変更</p> <p>二 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>三 決算</p> <p>四 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法</p> <p>五 又は応募の実施に係る基本的な事項</p> <p>六 一時借入金等の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項</p> <p>六 その他定款で定める事項</p> <p>6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号から第三号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならぬ。</p> <p>7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。</p> <p>8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。</p> | <p>第六章 財務及び会計</p> <p>第三十三条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。</p> <p>(予算等)</p> <p>第三十四条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画(以下この条において「予算等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。</p> <p>(企業会計原則)</p> <p>第三十五条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第三十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出す</p> |

平成十九年五月十日 衆議院会議録第二十八号

地方公営企業等金融機構法案及び同報告書

官 報 (号 外)

るときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付さなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による提出後、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるもの)をいう。次項において同じ。をもつて作成することができる。

5 第三項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

6 機構は、前三項に規定するもののほか、機構

の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めなければならない。(会計監査人)

第三十七条 機構は、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、代表者会議が選任する。

3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての前条第一項の提出の時までとする。

4 代表者会議は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

6 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(金利変動準備金)

第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公営企業等金融機構債券及び長期借入金金の借換え(次項において「借換」という。)によつて収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金

額を金利変動準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金利変動準備金は、借換等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

3 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令で定める。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 機構は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(地方公営企業等金融機構債券の発行)

第四十条 機構は、地方公営企業等金融機構債券(以下「機構債券」という。)を発行することができる。

2 機構債券(当該機構債券に係る債権が第四十条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、機構債券の発行に関する事務の全部

又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、機構債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体による保証)

第四十一条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、機構の機構債券に係る債務について保証することができる。

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)

第四十二条 機構は、機構債券に係る債務(前条の規定により地方公共団体が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第四十三条 機構は、その業務に必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当

該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託)

第四十四条 機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

(余剰金の運用)

第四十五条 機構は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(公営企業健全化基金)

第四十六条 機構は、地方債の利子(第二十八条第二項に規定する公営企業のうち住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの)に係る同条第一項第一号又は第三項の規定による資金の貸付けに係る利子を行い、以下この条及び次条において同じ。)の軽減に資するために、地方財政法第三十二条の二の規定による納付金(以下この条において「納付金」という。)を積み立てるための基金(以下「公営企業健全化基金」という。)を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

3 公営企業健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

4 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益(以下この条及び次条において「基金運用益」という。)は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

6 公営企業健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

(公営企業健全化基金の管理に関する事項)

第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(会計規程)

第四十八条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第四十九条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第五十条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第五十一条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体(機構から第二十八条第一項第一号に掲げる業務による資金の融通を受けたことのない地方公共団体を除く。)が負担するものとする。

2 この法律に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第八章 罰則

第五十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。
 - 二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。
 - 三 第十九条第三項、第二十二條第四項、第三十一條第一項、第三十四條第二項又は第四十八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第二十八條に規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 五 第三十一條第三項又は第三十四條第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 六 第三十六條第一項若しくは第二項又は第四十七條第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。
 - 七 第三十六條第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。
 - 八 第四十五條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
 - 九 第五十一條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第五十五条 第七條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六條及び第四十七條並びに附則第六條、第七條第四項、第五項及び第七項、同条第八項(同条第七項に関する部分に限る。)、第八條、第九條第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一條、第十三條第五項、第十六條、第二十六條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十六條から第四十一條まで並びに第四十七條の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

(調整規定)

第二条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までに於ける第四十條第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「金融商品取引業金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。」を「証券業者」とする。

(設立の期限)

第三条 第十三條第一項の規定による設立の登記は、平成二十年十月一日までにしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に地方公営企業等金融機構という名称を使用している者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後

六月間は、適用しない。
(事業年度に関する経過措置)

第五条 機構の最初の事業年度は、第三十三條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その成立の日の属する年度の末日に終わるものとする。

(公営企業健全化基金の取崩しの特例)

第六条 機構は、平成二十年十月一日を含む事業年度に限り、第四十六條第六項ただし書の規定により公営企業健全化基金を取り崩してもなお同項ただし書の不足額をうめることができず、同項の規定にかかわらず、当該うめることができず、当該うめることができない額を限度として公営企業健全化基金を取り崩すことができる。

(業務の特例)

第七条 機構は、第二十八條に規定する業務のほか、臨時地方道整備事業(都道府県道又は市町村道の整備事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))で地方財政の現状にかんがみその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。に於ける地方債(地方財政法第五條の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五條の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た地方債に限る。次項において同じ。))の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 機構は、平成三十年三月三十一日までを限り、第二十八條及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる事業に係る地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 臨時河川等整備事業(河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。)、雨水貯留浸透施設(特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。))又は砂防設備(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備をいう。))に関する工事その他の治山治水事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))及び都市下水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第五号に規定する都市下水路をいう。))の整備事業(国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。))でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。

二 臨時高等学校整備事業(高等学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。))の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。)

3 第二十八條第三項の規定は、機構が前二項に規定する業務を行う場合について準用する。

4 機構は、第一項及び第二項並びに前項において準用する第二十八條第三項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第四十六條第五

項の規定にかかわらず、同項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。
5 前項の利子の発生に係る事業年度については、第四十六条第五項中「地方債の利子」とあるのは、「地方債の利子(附則第七条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えて同項及び同条第六項並びに第四十七条の規定を適用する。

6 機構が第一項及び第二項並びに第三項において準用する第二十八条第三項に規定する業務を行う場合については、第二十九条第一項中「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項」とあるのは「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに附則第七条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第三項」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号並びに附則第七条第一項及び第二項」と、第五十二条第一項中「第二十八条第一項」と掲げる業務」とあるのは「第二十八条第一項第一号に掲げる業務又は附則第七条第一項若しくは第二項に規定する業務」と読み替えてこれらの規定を適用する。

7 機構は、第二十八条並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

8 機構が第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに前項に規定する業務を行う場合には、これらの業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。

(公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱い)
第八条 機構の公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱いについては、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第二十八条の第二項に規定する納付金又は第四十六条第一項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもって処理されるべきものとする。

(公営企業金融公庫の解散等)
第九条 公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、解散時において機構が承継する。

2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、解散時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 公庫は、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基盤を確保するため、この法律の施行の日を含む事業年度以後の事業年度については、損益計算上利益金を生じたときは、公営企業金融公庫法第二十九条第一項の

規定にかかわらず、これを積立金として整理しなければならない。

5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終わるものとする。

6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。

7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行うものとする。

8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額(次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。)に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八

条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額に相当する金額から前項の政令で定める金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。

10 機構は、平成二十一年度から平成二十九年までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金に積み立てるため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度として公庫債権金利変動準備金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を附則第十三条第三項に規定する管理勘定から同条第四項に規定する一般勘定に繰り入れるものとする。

11 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額(次項において「承継時基金額」という。)は、機構の公営企業健全化基金に充てべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に対し納付されたものとする。

12 機構は、公営企業健全化基金に属する現金については、附則第十三条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

官 報 (号 外)

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。</p> | <p>2 附則第九条第一項の規定により機構が承継する公営企業債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。附則第十六条第一項及び第二項において「外資受入法」という。)第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該公営企業債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る公営企業債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。</p> | <p>3 機構は、公庫債権管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「管理勘定」という。)を設けて整理しなければならない。</p> | <p>7 前二項に規定する収益又は損失の額の算出の方法は、総務省令・財務省令で定める。</p> <p>8 機構は、管理勘定において、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> |
| <p>14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(承継される財産の価額)</p> <p>第十条 機構が公庫から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。</p> <p>2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、平成二十年十月一日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によるのが適当でないことと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。</p> | <p>第十二条 附則第九条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> <p>(権利及び義務の承継に伴う業務の特例等)</p> <p>第十三条 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務のほか、附則第九条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(以下「公庫債権管理業務」という。)を行うものとする。</p> | <p>4 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務並びに公庫債権管理業務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(以下「一般勘定」という。)と管理勘定との間において資金を融通することができる。</p> | <p>10 機構は、公庫債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとする。</p> <p>(公庫債権金利変動準備金等の帰属)</p> <p>第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。</p> |
| <p>3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(権利及び義務の承継に伴う経過措置)</p> <p>第十一条 附則第九条第一項の規定により機構が承継する公営企業債券に係る債務について附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十六条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該公営企業債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> | <p>2 機構が公庫債権管理業務を行う場合には、公庫債権管理業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用す</p> | <p>6 公庫債権金利変動準備金は、附則第九条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられる場合又は公営企業債券の借換えにより生じた損失の補てんに充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。</p> | |

(公庫債権管理計画)

第十五条 機構は、毎事業年度、公庫債権管理業務を実施するための計画(以下この条において「公庫債権管理計画」という。)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公庫債権管理計画には、公庫債権管理業務に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 長期借入金及び機構債券の発行に係る基本方針
- 二 長期借入金及び機構債券の償還計画
- 三 収支計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 その他総務省令・財務省令で定める事項

3 総務大臣及び財務大臣は、第一項の認可をした公庫債権管理計画が前項第一号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その公庫債権管理計画の変更を命ずることができる。

4 機構は、第二項第一号の基本方針に従つて長期借入金をし、又は機構債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(政府保証)

第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、前条第二項第一号の基本方針に従つて機構が発行する機構債券(附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券又は機構が発行した機構債券で、その債務につき政府が保証したものの借換えのために発行する機構債券に限る。)に係る債務(外資受入法第二十条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する機構債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と區別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、機構が機構債券を失つた者に対し交付するために政令で定めるところにより発行する機構債券に係る債務について、保証契約をすることができる。

(短期借入金)

第十七条 機構は、附則第十五条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、公庫債権管理業務に必要な短期借入金をすることができる。

(重要な財産の処分等の制限)

第十八条 機構は、管理勘定に属する重要な財産で総務省令・財務省令に定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。ただし、附則第十五条第二項第五号の計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(財務大臣への届出等)

第十九条 機構が公庫債権管理業務を行う場合に ついては、第三十一条第一項、第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第四十八条中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び財務大臣」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(公庫債権管理業務に係る報告及び検査等)

第二十条 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の

(公庫債権管理業務に係る報告及び検査等)

財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所等に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 総務大臣及び財務大臣は、管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、機構に対し、公庫債権管理業務の運営の改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 機構は、前項の規定による総務大臣及び財務大臣の求めがあつたときは、速やかに公庫債権管理業務の運営の改善その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(公庫債権管理業務に係る財務大臣との協議)

第二十一条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第五条第二項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款のうち同条第一項第七号及び第九号に掲げる事項で公庫債権管理業務に係る部分

- 二 第十条第一項の認可をしようとするとき

当該認可に係る定款及び事業計画書のうち公庫債権管理業務に係る部分

三 第八条第三項、第三十一条第二項、第三十条、第三十六条第一項及び第三項、第四十条第一号及び第二号並びに第四十九条の規定により総務省令を定めようとするとき 当該総務省令のうち公庫債権管理業務に係る部分

(残余財産の帰属)
第二十二條 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額(当該金額が処分上限額を超える場合にあつては、処分上限額)は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するために地方公共団体の公営企業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を行う仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおその金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2 前項の「処分上限額」とは、解散時における残余財産の金額又は附則第九条第八項の政令で定める金額及び同条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入れられた金額の合計額のいずれか少ない金額をいう。

(罰則)
第二十三條 附則第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第十三条第四項、第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条の規定により総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 附則第十五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 附則第十五条第四項又は第二十条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(検討)
第二十五條 政府は、平成二十九年度末を目標として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、

総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

(公営企業金融公庫法の廃止)
第二十六條 公営企業金融公庫法は、廃止する。

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)
第二十七條 前条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法(以下この条及び次条において「旧公庫法」という。)第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券(当該公営企業債券に係る債権が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「地方公営企業等金融機構は」とする。

3 旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子(旧公庫法附則第十項の規定又は旧公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。次項において同じ。)は、第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなし、同条及び第四十七条の規定を適用する。

4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなされた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子の軽減に要する費用のうち総務省令で定めるところにより算定した額を一般勘定から管理勘定に繰り入れるものとする。

(処分、手続等に関する経過措置)
第二十八條 旧公庫法(第十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第二十九條 附則第二十六条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(金融商品取引法の一部改正)
第三十一條 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第六十五条の五第三項中、「中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫」を「又は中小企業金融公庫」に、「中小企業金融公庫法」を「又は中小企業金融公庫法」に改め、「又は公営企業金融公庫法昭和三十三年法律第八十三号」第二十六条の三第一項を削る。

(地方財政法の一部改正)

第三十二条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)附則第十項各号」を「地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第...号)附則第七條第一項に規定する臨時...」に改める。

地方道整備事業及び同条第二項各号に、「公営企業金融公庫」を「地方公営企業等金融機構」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中、「公営企業金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第一条

第一項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百三十六條の二第二項第二号

三 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第九条第一項

四 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十四条

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する公庫等

予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である公庫の職員が前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正)

第三十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び土地開発公社」を、「土地開発公社及び地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第...号)に規定する地方公営企業等金融機構」に改める。

第三十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中、「公営企業金融公庫」を削る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第三十七条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中、「公営企業金融公庫」を削る。

第五条第二項第一号中「とし、公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第三十條の規定による短期借入金を除く」を「とする」に改め、同項第二号中「公営企業債券」を削り、

同条第三項中「公営企業金融公庫にあつては公営企業債券」を削る。

(行政事件訴訟法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の表公営企業金融公庫の項を削る。

一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)別表

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

四 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第二

五 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第二

六 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第一

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された公庫を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、公庫が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された附則第三十八条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この項及び次項において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 公庫の役員又は職員であつた者

二 公庫から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

2 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公庫が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する法律の一部改正)

第四十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十

三号)の一部を次のように改正する。
第九十六条第三項中「公営企業金融公庫」を「地方公営企業等金融機構」に改め、「又は阪神高速道路公団」の下に、「地方公営企業等金融機構」にあつては「公営企業金融公庫」を加える。

(所得税法の一部改正)
第四十二条 所得税法の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表地方競馬全国協会の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第四十三条 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第四十四条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第二大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第四十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第二大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第四十六条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方競馬全国協会の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第 号)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二百十二条を次のように改める。
第二百十二条 削除

理由
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公営企業等金融機構法案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、公営

企業金融公庫(以下「公庫」という。)を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構(以下「機構」という。)を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1 設立
機構を設立するには、地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する長又は議長が発起人となり、定款及び事業計画書を作成し、地方公共団体に対する出資の募集を終えた後、総務大臣に設立の認可を受けなければならないこと。

2 組織
機構に、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を置くとともに、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこと。また、学識経験者による経営審議委員会を置くこと。

3 業務
機構は、地方公共団体の公営企業に係る地方債の資金の貸付け等を行うほか、地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援を行うこと。また、貸付対象事業の範囲及び地方債の貸付け等について

は、段階的な縮減を図るものとする。

4 金利変動準備金及び公営企業健全化基金の設置

機構に、地方公営企業等金融機構債券等の借換えにより生じた損失の補てんに充てる金利変動準備金及び機構の資金の貸付けに係る利子の軽減に要する費用に充てる公営企業健全化基金を設置すること。

5 公庫の解散等

(一) 公庫は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その権利及び義務については、国が承継する資産を除き、機構が承継すること。また、機構は承継する公庫の既往債権の回収が終了するまでの間、公庫債権管理業務を行うものとし、その経理については、一般勘定と区分するため、管理勘定を設け、管理勘定に公庫債権金利変動準備金を設置するとともに、公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため、所要の措置を講ずること。

(二) 公営企業金融公庫法は廃止すること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置等の規定については、平成二十年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

簡素で効率的な政府を実現するための行政改

平成十九年五月十日 衆議院会議録第二十八号

革の推進に関する法律に基づき、公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年五月八日

総務委員長 佐藤 勉

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

地方公営企業等金融機構法案に対する附帯

決議

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起人、代表者会議等の決定に委ねられていることを踏まえ、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限の努力を行うとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。

二 地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構(以下「機構」という。)の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構の財

地方公営企業等金融機構法案及び同報告書 映画の盗撮の防止に関する法律案

務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。

三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成二十九年度末を目標とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

四 機構の理事長の選任に当たっては、公募の活用等代表者会議が広く人材を求め選任するよう、適切な助言に努めること。併せて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。

五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを防止するため、審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。

六 公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要

要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。

映画の盗撮の防止に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年五月九日

提出者

経済産業委員長 上田 勇

映画の盗撮の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

官 報 (号 外)

一 上映 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第十七号に規定する上映をいう。

二 映画館等 映画館その他不特定又は多数の者に対して映画の上映を行う会場であつて当該映画の上映を主催する者によりその入場が管理されているものをいう。

三 映画の盗撮 映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画(映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立って観衆から料金を受けて上映が行われるものを含む、著作権の目的となつていないものに限る。以下単に「映画」という。)について、当該映画の影像の録画(著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。)又は音声の録音(同項第十三号に規定する録音をいう。)をすること(当該映画の著作権者の許諾を得得る場合を除く。)をいう。

(映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止)

第三条 映画館等において映画の上映を主催する者その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(映画の盗撮に関する著作権法の特例)

第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項第

百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項とあるのは、「第百十三条第三項」とする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して八月を経過した映画に係る映画の盗撮については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与するため、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(不動産登記法の特例)

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務(以下この条において「特定業務」という。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業務

二 不動産登記法第二百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等(以下この号において単に「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同法第二百二十条第二項の規定に基づく地図等(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録

された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧に係る業務

三 不動産登記法第二百一一条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し(当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項の規定に基づく同条第一項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧に係る業務

四 不動産登記法第二百一一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類(前号の図面を除く。)の閲覧に係る業務(同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。)

五 不動産登記法第二百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等(以下この号において単に「筆界特定書等」という。)の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項の規定に基づく筆界特定書等(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次号において同じ。)の閲覧に係る業務

六 不動産登記法第二百四十九条第二項の規定に基づく同法第四十五条に規定する筆界特定手続記録(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により

表示したもの)の閲覧(前号の筆界特定書等の閲覧を除く。)に係る業務(同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。)

七 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十一条(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の書面の交付に係る業務

八 商業登記法第十一条(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同条の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同条の利害関係の有無の審査に係るものを除く。)

九 商業登記法第十二条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務

十 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び非訟事件手続法第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第十九条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに非訟事件手続法第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。)

十一 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第十九条第一項の規定に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第二十一条第二項の規定に基づく同項の抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務(閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。)

十二 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)第十三条第一項の規定に基づく同項に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務

十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施す

るために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の特定業務に従事する者(以下この条において「特定業務従事者」という。)又は特定業務従事者であつた者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であつても、特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

4 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならない。

5 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の一部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(次項において「新法」という。)第三十三条の二第一項に規定する特定業務には、次に掲げる登記所の業務を含むものとする。

一 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号。以下「旧不動産登記法」という。)第二十一条第一項(不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく旧不動産登記法第二十一条第一項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

二 不動産登記法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項において準用する旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

三 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四

号。以下「不動産登記法整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる不動産登記法整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十一年法律第二百五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項の登記簿の閲覧及び同法第十一条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく同項前段の登記簿の謄本若しくは抄本又は同項後段の規定による証明書の交付に係る業務

四 不動産登記法整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

五 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百十八号)附則第二条第三項において読み替えて適用する同法による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百十三号)第十三条第一項の規定に基づく同項の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業務

3 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新法第三十三条の二第一項第十号の規定の適用については、同号中「第二百二十二条第一項」とあるのは、「第二百二十五条第一項」とする。

理由

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不動産登記法等の特例に関する措置を追加すること。

(一) 法務大臣は、不動産登記法等に基づく登

記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務(閲覧については、利害関係の審査に係るものを除く。)を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるとすること。

(二) (一)の業務(以下「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者の要件に関すること。

(三) 特定業務従事者又は特定業務従事者であつた者に対する特定業務の実施に関して知り得た情報の目的外利用の禁止に関すること。

四 特定業務従事者に対する登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国の管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、適正に使用、保管その他の取扱いをする業務に関すること。

(五) 公共サービス実施民間事業者に対する特定業務の実施状況についての報告義務に関すること。

(六) 法務大臣が、特定業務の停止を命ずることができる要件に関すること。

(七) 法務大臣が、特定業務の停止を命じたときの官民競争入札等監視委員会への通知、公表に関すること。

(八) 法務大臣が、契約を解除することができるとする要件に関すること。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する特定業務には、旧不動産登記法等に基づき登記簿の謄本等の交付等に係る業務を含むものとする。

二 議案の可決理由

競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十九年五月九日

内閣委員長 河本 三郎
衆議院議長 河野 洋平殿

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「登録タクシー運転者証」を「登録タクシー運転者証等」に、「第十八条」を「第十八条の三」に、「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「第二十九条」を「第三十二条の三」に、「第三十条」第三十三条を「第三十三条」に、「第六十条」を「第六十二条」に改める。

第一条中「実施し」の下に、「特定指定地域において」を、「もつて」の下に「輸送の安全及び」を加える。

第二条第五項中「もつばら」を「専ら」に改め、「道路運送法」の下に「第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定」を加え、「行為が頻繁に行われる等」を「輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして」に、「が適正に行われていない」を「適正化を図る必要がある」に改め、同条に次の一項を加える。

6 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

第四条第一項中「登録」の下に「第三節を除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第五号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「添付し」を「添付し」に改める。

第七条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「当該指定地域に係る国土交通省令」を「特定指定地域にあつては、当該特定指定地域に係る国土交通省令」に、「有しない者にあつては」を「有しておらず、又は」に、「行なう当該指定地域」を「行う当該指定地域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを修了していないこと。

第八条第一項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、
第九条第一項中「一」を「いずれかに」に、「若しくは第二号」を、「第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号中「附した」を「付した」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「関して」の下に「輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないうとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故(国土交通省令で定めるものに限る。)を引き起こしたとき。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録タクシー運転者証等

第二章第二節中第十八条の次に次の二条を加える。

(講習の命令)
第十八条の二 国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせるよう命ずることができる。

(登録運転者業務経歴証明書の交付)
第十八条の三 登録運転者は、国土交通大臣に対し、第九条第一項第三号に規定する重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面(次項において「登録運転者業務経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 登録実施機関

第十九条から第二十二条までを次のように改める。

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>(登録等)</p> <p>第十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該指定地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>一 第四条から第十二条まで(第九条を除く。)に規定する事務</p> <p>二 第十四条から第十七条までに規定する事務</p> <p>三 前条に規定する事務</p> <p>四 第四十六条第二項に規定する事務</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の登録を申請した者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この条及び第六十一条第二項において「団体」という。)を含む。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。</p> <p>一 登録事務等を行うために必要な設備を有し、これを用いて登録事務等を行うものであること。</p> <p>二 登録事務等の信頼性の確保のために専任の管理者が置かれていること。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一 この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に</p> | <p>処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)であつて、その業務を行う役員等(法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>4 第一項の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては、その代表者等(法人の代表者又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)の氏名</p> <p>三 登録実施機関が登録事務等を行う事務所の所在地</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、当該登録実施機関が行う当該指定地域に係る登録事務等を行わないものとする。</p> <p>6 登録実施機関が登録事務等を行う場合における第四条から第十二条まで(第九条を除く。)、第十四条から第十七条まで、前条及び第四十六</p> | <p>条第二項の規定の適用については、これらの規定(第七条第一項第四号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。</p> <p>7 国土交通大臣は、第九条第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、直ちにその旨を関係する登録実施機関に通知しなければならない。</p> <p>8 国土交通大臣は、登録実施機関が第一項第三号に掲げる事務を行う場合において、当該事務を行うために必要な事項について国土交通大臣に照会したときは、照会に係る事項を当該登録実施機関に通知するものとする。</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第二十条 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前項の登録の更新は、登録の更新を受けようとする者の申請により行う。</p> <p>3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の登録の更新について準用する。</p> <p>(登録事務等の実施に係る義務)</p> <p>第二十一条 登録実施機関は、登録事務等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録事務等を行わなければならない。</p> <p>2 登録実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める方法により登録事務等を行わなければならない。</p> | <p>ばならない。</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第二十二条 登録実施機関は、第十九条第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>い。</p> <p>第二十三条の見出しを「登録事務等規程」に改め、同条第一項中「指定登録機関は」を「登録実施機関は、登録事務等の開始前に」に、「事務規程」を「登録事務等規程」に改め、同条第二項を次のように改める。</p> <p>2 登録事務等規程には、登録事務等の実施方法、登録事務等に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。</p> <p>第二十三条第三項中「事務規程」を「登録事務等規程」に改める。</p> <p>第二十四条を削る。</p> <p>第二十五条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に改め、同条第二項中「指定登録機関の代表者」を「登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)」の「指定登録機関の代表者」を「登録実施機関の代表者等」に改め、同条第三項中「国土交通大臣の認可を受けて指定登録機関の代表者」を「登録実施機関の代表者等」に改め、同条を第二十四条とする。</p> |
|--|---|--|--|

第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「役員若しくは職員（登録諮問委員会の委員を含む。次項において同じ。）」を「役員等（法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員」に改め、同条第二項中「指定登録機関」を「登録実施機関」に、「役員及び職員」を「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

ばならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（登録事務等の休廃止）

第二十七条 登録実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（適合命令）

第二十八条 国土交通大臣は、登録実施機関が第十九条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十九条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十一条の規定に違反していると認めるとき

は、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録事務等を行うべきこと又は登録事務等の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
第三十一条から第三十三条までを削る。
第三十条第一項中「登録の」を「国土交通大臣に對して、登録の」に、「又は第十七条の再交付を申請する者」を、「第十七条の再交付を申請する者又は第十八条の三第一項の交付を申請する者」に改め、「指定登録機関が登録事務等を行なう場合には、指定登録機関」を削り、同条第二項を削り、第二章第四節中同条を第三十三条とする。

第二章第三節中第二十九条の次に次の五条を加える。

（登録の取消し等）

第三十条 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十二條、第二十六條第一項、第二十七條又は次條の規定に違反したとき。
三 第二十三條第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた登録事務等規程によらないで登録事務等を実施したとき。

四 第二十三條第三項、第二十八條又は前條の規定による命令に違反したとき。
五 正当な理由がないのに第二十六條第二項各

号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第三十一条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（公示）

第三十二条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十九条第一項の登録をしたとき。

二 第二十二條の規定による届出があつたとき。
三 第二十七條の許可をしたとき。

四 第三十条の規定により登録を取り消し、又は登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第三十二條の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務等の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（審査請求）

第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

官 報 (号 外)

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>(国土交通大臣による登録事務等の実施)</p> <p>第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。</p> | <p>る事務所の所在地及び適正化業務の実施を開始する日を官報で公示しなければならない。</p> <p>2 適正化事業実施機関は、その名称、住所又は適正化業務を実施する事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>第三十七条第二項中「指定地域」を「特定指定地域」に、「添附し」を「添付し」に改める。</p> <p>第三十九条の次に次の二条を加える。</p> <p>(役員を選任及び解任等)</p> <p>第三十九条の二 適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、適正化事業実施機関の適正化業務に従事する役員又は職員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分違反する行為をしたとき、適正化業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により適正化事業実施機関が第三十五条第六号に該当することとなるときは、適正化事業実施機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第三十九条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に関し監督上</p> | <p>必要な命令をすることができる。</p> <p>第四十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「違反して」を「違反して、」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第四号中「第四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条」を「第三十九条の二第二項又は前条」に改める。</p> <p>第四十一条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。</p> <p>第四十二条を次のように改める。</p> <p>第四十二条 削除</p> <p>第四十三条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。</p> <p>第四十六条第二項中「(第十九条第一項の規定により指定登録機関が指定されており、又は第三十二条第一項の規定により指定された者があるときは、当該指定登録機関又は指定された者)」を削り、同条第三項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。</p> <p>第四十八条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に、「行なう」を「行う」に改める。</p> <p>第四十九条第二項中「行なう」を「行う」に、「第七号第一項第三号」を「第七号第一項第四号」に改め、同条第四項中「一」を「いずれかに」に、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同項第一号中「第二十条第一項」を「次項において読み替えて準用する第三十六条第一項」に、「違反して」を「違反して、」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第二号中</p> | <p>「第二十六条第二項又は第二十八条」を「第三十九条の二第二項又は第三十九条の三」に改め、同条第五項中「第二十四条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」を「第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「役員等(法人等でない登録実施機関にあつては、第九条第一項の登録を受けた者。以下同じ)若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員若しくは職員」と、同条第二項中「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員及び職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替へるものとする。</p> <p>第五十一条第一項中「指定登録機関、第三十二条第一項の規定により指定した者」を「登録実施機関」に改める。</p> <p>第五十七条中「第二十七条第一項(第三十二条第四項又は)」を「第二十五条第一項(」に改める。</p> <p>第六十条中「法人」を「法人等」に、「代表者」を「代表者等」に、「第五十八条」を「第五十九条」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき団体を代表するほか、法人を被告人又は被</p> |
| <p>第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。</p> | <p>第三十九条の二 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第三十九条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に関し監督上</p> | <p>「第二十六条第二項又は第二十八条」を「第三十九条の二第二項又は第三十九条の三」に改め、同条第五項中「第二十四条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」を「第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「役員等(法人等でない登録実施機関にあつては、第九条第一項の登録を受けた者。以下同じ)若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員若しくは職員」と、同条第二項中「役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「役員及び職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替へるものとする。</p> <p>第五十一条第一項中「指定登録機関、第三十二条第一項の規定により指定した者」を「登録実施機関」に改める。</p> <p>第五十七条中「第二十七条第一項(第三十二条第四項又は)」を「第二十五条第一項(」に改める。</p> <p>第六十条中「法人」を「法人等」に、「代表者」を「代表者等」に、「第五十八条」を「第五十九条」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき団体を代表するほか、法人を被告人又は被</p> | <p>必要な命令をすることができる。</p> <p>第四十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「違反して」を「違反して、」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第四号中「第四十二条において準用する第二十六条第二項又は第二十八条」を「第三十九条の二第二項又は前条」に改める。</p> <p>第四十一条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。</p> <p>第四十二条を次のように改める。</p> <p>第四十二条 削除</p> <p>第四十三条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に改める。</p> <p>第四十六条第二項中「(第十九条第一項の規定により指定登録機関が指定されており、又は第三十二条第一項の規定により指定された者があるときは、当該指定登録機関又は指定された者)」を削り、同条第三項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。</p> <p>第四十八条第一項中「指定地域」を「特定指定地域」に、「行なう」を「行う」に改める。</p> <p>第四十九条第二項中「行なう」を「行う」に、「第七号第一項第三号」を「第七号第一項第四号」に改め、同条第四項中「一」を「いずれかに」に、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同項第一号中「第二十条第一項」を「次項において読み替えて準用する第三十六条第一項」に、「違反して」を「違反して、」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同項第二号中</p> |

疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十条を第六十一条とする。

第五十九条第二号中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十七条の規定による許可を受けないで登録事務等の全部を廃止した者

四 第三十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十八条 第三十条の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。本則に次の一条を加える。

第六十二条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後のタクシー業務適正化特別措置法(以下「新法」という。)第十九条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請をすることができ、新法第二十三条第一項の規定による登録事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

(施行前にされた登録の申請に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前のタクシー業務適正化特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の規定による申請であつて、この法律の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。(登録の取消しに関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、この法律の施行後に同号に規定する重大な事故を引き起こした登録運転者について適用する。(指定登録機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、新法第十九条第一項の登録を受けているものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第六条 旧法第十九条第一項の登録事務等に従事する旧法第二十一条第一項の指定登録機関の役員又は職員(旧法第二十五条第三項の登録諮問委員会の委員を含む。)であつた者に係る当該登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。(審査請求に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に基づき旧法第二十一条第一項の指定登録機関の行う旧法第十九条第一項の登録事務等に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求については、なお従前の例による。(処分、手続等に関する経過措置)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。別表第一中第二百二十五号の二を第二百二十五号の三とし、第二百二十五号の次に次のように加える。

| | | |
|--|----------------------|----------|
| 百二十五の二 | タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録 | |
| タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九条第一項(登録実施機関の登録)(更新の登録を除く。) | 登録件数 | 一件につき九万円 |

(二) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四百二十条を次のように改める。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第四百二十条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人」を「一般財団法人」に改める。

理由

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行う等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 指定地域制度を次のように見直すこと。

(一) 指定地域の定義を、運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らし、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものとする。

(二) 指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものを特定指定地域とする。ことに、現行の指定地域における、国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、

又は地理の試験に合格していないことをタクシー運転者の登録の拒否要件とすること等の措置は、特定指定地域に限定すること。

2 タクシー運転者の登録の拒否要件として、

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する国土交通省令で定める講習を修了していないことを追加するとともに、登録運転者の登録の取消要件として、3の講習受講命令に係る講習を受けなかったとき、及び道路運送法の規定による届出がされた国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときを追加すること。

3 国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、

特に業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する国土交通省令で定める講習を受けさせるよう命ずることができること。

4 登録運転者は、国土交通大臣に対し、

2の重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面の交付を申請することができ、当該申請を受けた国土交通大臣は、当該書面を交付するものとする制度を創設すること。

5 タクシー運転者の登録等に関する事務について、国土交通大臣が指定した者に行わせる

制度を国土交通大臣の登録を受けた者に行わせる制度に改めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域制度を、利用者の利便のほか輸送の安全を確保するためのものに改め、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直し及び講習制度の創設を行う等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成十九年五月九日

国土交通委員長 塩谷 立

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

| | |
|---|--|
| <p>一 需給調整規制廃止後、タクシー運転者の労働環境が悪化し、タクシーの事故が増加していることを踏まえ、タクシー輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー業務適正化特別措置法その他関係法令の厳正な運用に万全を期することにより、タクシー事業の適正化を図ること。また、タクシー事業及びタクシーに対する規制の在り方について、今後の指定地域の拡大も含め、引き続き検討を行うこと。</p> <p>二 タクシー輸送の安全及びタクシー事業の適正な運営を確保するため、新規参入の許可に当たっては、最低車両台数や車庫の確保等輸送の安全のための適切な事業計画、道路運送法をはじめとする関係法令に関する知識的確かな事業遂行能力等について、十分な審査を行うとともに、新規参入事業者に対する早期の立入検査や行政処分等を受けた事業者に対する改善状況の検証、指導のための立入検査を適切かつ効果的に実施するよう、体制の強化を図ること。また、労働基準関係法令が遵守されるよう、関係行政機関とも連携の上、監査体制を構築すること。</p> <p>三 タクシー運転者に新たに課される講習が、タクシー輸送の安全及び利用者の利便を確保するため真に効果的なものとなるよう、その適切な実施に努めること。</p> <p>四 タクシー事業者の定める運賃及び料金に対する認可に当たっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることその他の認可基準に従って、厳格に審査を行うとともに、運転者の適切な労働環境が確保されるよう、タクシー事業者に対する必要な指導を行うこと。</p> | |
| <p>五 タクシーにより行われる福祉輸送サービス及び福祉有償運送について、高齢者及び障害者等の移動制約者にとって利用しやすいものとなるよう、必要な施策を講ずること。特に、輸送の安全を図るため運転者の確保が適切に行われるとともに、運賃及び料金が適正なものとなるよう、環境の整備に努めること。</p> <p>六 登録実施機関及び適正化事業実施機関が、タクシー輸送の安全及び利用者の利便の確保に資する業務を適切に実施するよう、必要な指導・監督を行うこと。特に、登録実施機関及び適正化事業実施機関が、いわゆる天下り機関としての指摘を受けることがないよう特段の配慮を行うこと。</p> | |
| | |

平成十九年五月十日 衆議院会議録第二十八号

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|-----|---|
| 発行所 | 〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局 |
| 電 話 | 03 (3587) 4294 |
| 定 価 | 本号一部 二五円 一〇円 |